

## 第3 不服申立ての要件

※ 再調査の請求と再審査請求については、審査請求に関する規定の多くが準用される（61条、66条1項）。そこで、以下では、主として審査請求について説明する。

### 1 不服申立ての対象

#### 第2条（処分についての審査請求）

行政庁の処分不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

#### 第3条（不作為についての審査請求）

法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

旧行政不服審査法では、処分・不作為についての基本的な不服申立ては、異議申立てと審査請求であった。  
これに対し、2条は処分について、3条は不作為について、基本的な不服申立てを審査請求に一元化することを明らかにしている。

#### (1) 処分についての審査請求の対象

処分についての審査請求の対象は、「行政庁の処分」である（2条）。「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう（1条2項）。

なお、「処分」には、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有する事実行為（継続的事実行為）が含まれる。

#### (2) 不作為についての審査請求の対象

不作為についての審査請求の対象は、「行政庁の不作為」である（3条）。「不作為」とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう（3条かっこ書）。不作為全般について審査請求ができるわけではない。

#### (3) 適用除外

##### ア 7条1項各号に掲げる処分・不作為

行政庁の処分およびその不作為については、とくに除外されない限り、審査請求をすることができるが（一般概括主義）、行政手続法と同様にかかなりの広範囲にわたり、適用除外となるものがある（7条1項）。

## A

### CHECK

#### 適用除外について

行政不服審査法による審査請求をすることができない処分・不作為であっても、行政上の不服申立てが不要となるわけではありませんので、その性質に応じた特別の不服申立て制度を他の法令で設けることは妨げられません（8条）。

例えば、地方自治法255条の4の「審決の申請」があります（7条1項1号、3号参照）。

### CHECK

#### 7条1項各号に定められた処分以外の処分

7条1項各号に定められた処分以外の処分についても、独自の慎重な手続を設けているものや、緊急の事態に対処するために行われるものなどについて、個別法において審査請求をすることができない旨の規定が置かれている場合があります。